

2021年6月28日

## <新型コロナウイルス感染症に伴う対応について>

現在、ご加入いただいております、秋田商工会議所生命共済制度は新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、以下のとおり給付の対象となりますのでお知らせいたします。

### □保険金・入院見舞金のお支払対象

#### ◆保険金のお支払い

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡、高度障害状態に該当した場合（※医師の診断が必要）には、入院給付金付災害割増特約に基づく災害保険金のお支払い対象となります。

#### ◆入院見舞金のお支払い

新型コロナウイルス感染症は、病気入院見舞金のお支払いの対象となる疾病に該当します。また、医師の指示で、ご自宅またはホテル等の滞在型施設で治療を受けられた場合は、治療期間に関する医師の診断書（写し可）を添付いただくことでお支払いの対象となります。

#### ●保険金に関する問合せ先

アクサ生命保険株式会社 秋田営業所  
（秋田商工会議所共済福祉制度引受保険会社）  
TEL：018-862-1670

#### ●入院見舞金に関する問合せ先

秋田商工会議所  
経営支援部 検定・共済推進課  
TEL：018-866-6678